

令和6年度 糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金 の募集について

糸島市では、安全で安心なまちづくりと居住環境の改善のために、市内の老朽空き家等の解体を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。



【事前協議】

令和6年5月1日（水）より開始しますので、必ず事前協議を受けてください。

【募集期間】

令和6年5月27日（月）～令和6年6月14日（金）

【補助件数】

10件程度 ※募集期間に申請があったもののうち、市で行う不良度測定の評価が高いものから決定します。

●問合せ先

糸島市 総務部 危機管理課 生活安全係

糸島市前原西1-1-1 糸島市役所本館2階 TEL092-332-2110

○補助の対象となる空き家等

以下の①～⑤の全てに該当する空き家等

- ①市内に所在し、おおむね1年以上居住・その他の使用がされていない住宅などの建築物
- ②木造または軽量鉄骨造であること
- ③市で定める老朽空き家等の測定基準により評価し、評点が100点以上であること
- ④公共事業などによる移転または建て替えなどの補助の対象になっていないこと
- ⑤補助対象工事について、国、県または市から他の補助金などの交付を受けることが決定していないこと

○補助対象者

以下の①～④の全てに該当する方

- ①解体撤去する老朽空き家などの所有者、管理者その他の当該老朽空き家などを解体撤去することが出来る権原を有する人（法人を除く）
- ②市税の滞納が無い人
- ③暴力団関係者でない人
- ④空家等対策の推進に関する特別措置法第二十二条第三項に規定する命令を受けていない人

○補助対象工事の要件

以下のすべてに該当するもの

- ①同一敷地内にある老朽空き家等があれば、その全部を解体撤去する工事であること
- ②解体撤去を行う解体工事業者が、市内に住所を有するものであること

※解体工事業者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた者をいう。

- ③令和7年2月28（金）までに補助事業の実績報告ができるもの

○補助対象経費

補助対象工事に要する経費（老朽空き家等の解体材の処分に要する費用は含みますが、庭木、塀、家財道具等の撤去費用及びアスベスト調査費用は含まない。）とし、解体撤去する老朽空き家等に係る標準除却費を上限とする。

○補助金の額

補助金の額は、1件につき50万円又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とする。（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）

○注意事項

- ①補助金の交付決定前に工事に着手したものは補助の対象になりません。
- ②交付要件がありますので、必ず事前にご相談ください

各申請に必要な書類

①事前協議

申請書類等を提出される前に、必ず事前に以下の書類を提出して事前協議をしてください。

- ・ 空き家等事前協議申込書（様式第1号）
- ・ 空き家等の現況写真と位置図

②交付申請

- ・ 糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付申請書（様式第2号）
- ・ 登記事項証明書その他の申請者が所有者等であることが分かる書類
- ・ 申請者以外に解体撤去する老朽空き家等に所有権を有する者がいるときは、その者の同意（その者の所在を知ることができない場合、共有物の管理に係る決定の裁判書の写し）
- ・ 補助対象経費が確認できる工事費概算見積書（補助対象工事を行う事業者の押印のあるもの）
- ・ 糸島市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたもの）
- ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）

③実績報告

補助事業が完了した日から30日以内に実績報告書を市に提出してください。

（最終提出期限は令和7年2月28日（金））

- ・ 糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第7号）
- ・ 施工写真（補助事業の実施前と実施後が比較できる写真）
その他補助事業の内容が確認できる書類
- ・ 補助事業の実施に関する契約書の写し
- ・ 補助事業に係る請求書の写し

④変更申請

交付決定を受けた補助対象工事を変更・中止しようとするときは、市への事前相談が必要です。

- ・ 糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金変更・中止承認申請書（様式第5号）
- ・ 補助事業の変更又は中止を説明するための書類

※①～④について、上記のほかにも補助要件等の確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。

⑤請求書

- ・ 糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金交付請求書（様式第9号）